

IV. 国際競争力と国際プレゼンスの強化

7 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献

エコシティの海外展開

アジア等の新興国では、人口増加や都市化の進展と環境問題等が発生し、その解決のために**環境共生型都市開発のニーズが高まっている**。

日本の都市開発を国際社会へ発信・提案すること等により、我が国がこれまで培ってきた技術・ノウハウをアジア等の新興国に展開・浸透させるとともに、高度な技術を有する日本企業のビジネス機会の拡大を図る。

【新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)】【アジア経済戦略(抜粋)】

環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、**環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む**

環境共生型都市の基本構想(イメージ)

社会基盤施設整備

- ・中心都市区域と他拠点地区のネットワーク(公共交通)
- ・エネルギー(再生可能エネルギーの利用、コジェネレーション)
- ・上水、下水処理(再生水利用)
- ・廃棄物リサイクル(資源循環) 等

都市デザイン

- ・都市機能と空間配置
- ・景観・緑地保全
- ・水と緑のネットワーク形成 等

自然との共生

- ・生物多様性の保全
- ・ヒートアイランド対策
- ・微気候の調整と活用 等



・我が国の技術や規格等を国際社会へ発信・提案

・新興国の都市開発プロジェクトに対する我が国民間コンソーシアムによるアプローチを支援

エコシティの海外展開に向けた取り組み

(1) 国内体制の整備

【海外エコシティプロジェクト協議会】 ※国土交通省はオブザーバーとして参加。

構想・企画段階から**官民一体の“ジャパンチーム”**で**環境共生型都市開発事業の推進に貢献**するため、国内企業57社等が参加。

(2) 二国間政府の枠組みづくり

①中国

- ・平成23年6月、「**国土交通省・中国住宅・都市農村建設部 エコシティの開発に向けた協力の推進に関する同意覚書**」を締結。
- ・中国側から候補地2都市(**浙江省温州市**及び**山東省東營市**)の提示を受け、協力プロジェクトについて**合意文書に署名**することを目標として、調査を実施中。

②ベトナム

- ・平成23年12月、**松原前国土交通副大臣が訪越**。野田総理大臣親書及び前田前大臣の親書を携えてズン建設大臣等を訪問し、ベトナムにおけるエコシティ開発を進めていくための協力関係の構築について意見交換。
- ・平成24年3月、**津川大臣政務官が訪越**し、ギ建設副大臣との間で今後のエコシティ開発の進め方等について意見交換。

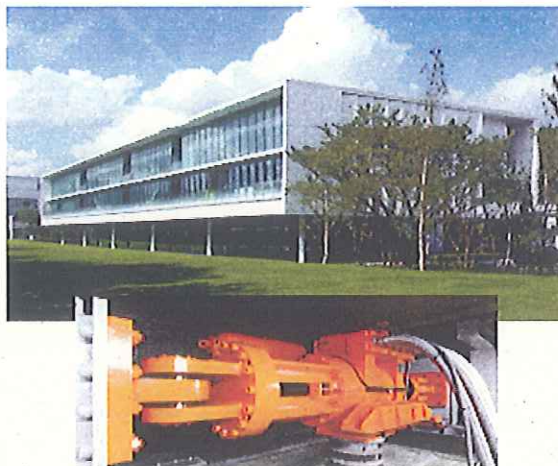
国内

○清水建設 京橋新本社

2015年メドでCO2排出量ゼロ



○大林組 技術研究所



建物の揺れを地面の揺れの50分の1に低減

○柏の葉国際キャンパスタウン(千葉県柏市)

- ・駅前の中心街区において、太陽光発電、生ごみバイオ発電、ガス発電、太陽熱利用などの導入、屋上緑化などの取り込みで、CO2排出量を40%削減予定。
- ・「柏ITS推進協議会」を設置し、次世代交通システムのあり方を検討。



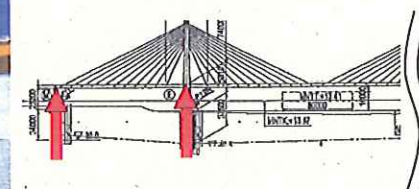
国外

○ベトナム ニャットン橋

長大橋の一部の構造設計に日本の技術基準を採用



- ・橋脚の基礎
- ・耐風安全性の照査 等



○プローブ情報を活用した道路交通情報システム

(タイ、バンコク市: 豊田通商、ゼンリン)

プローブカーやスマートフォンを活用することで、渋滞情報や事故危険箇所等のデータ収集及び提供を低コストで実施。



出典: (株)豊田通商エレクトロニクス資料

赤色表示: 渋滞箇所



国による後押し(国による認定、規制緩和等)

○構想・施工・運営段階等各段階における発注者支援の経験・ノウハウを有する我が国公的機関の能力を最大限活用し、海外展開を促進することが重要。

現状と課題

① 我が国においては、鉄道、ダム、水路、下水道等の企画から施工、管理運営までのノウハウ、経験は公的機関が豊富に保有。

- ・鉄運機構(調査・計画から設計、施工まで)
- ・水資源機構(企画から建設、管理運営まで)
- ・下水道事業団(計画から設計、施工まで)

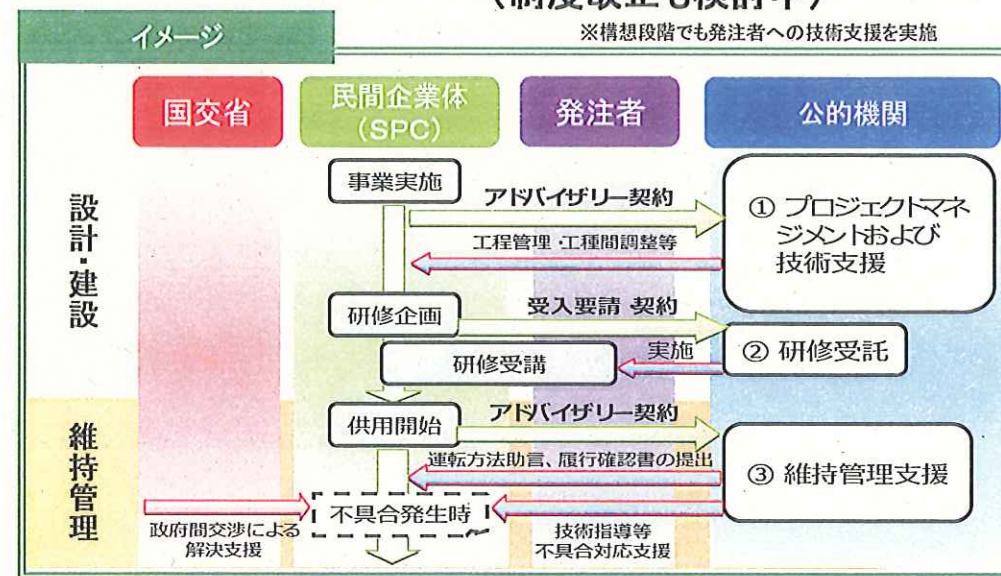
② 一方で、他国に比して、公的機関を含んだ取組が不十分であり、トータルでの提案力に弱み。

- ・フランスでは、シストラ(パリ市、フランス国鉄が出資)が経験・ノウハウを活かして、発注者に対する総合コンサル業を展開。
- ・韓国では、公的機関(韓国土地住宅公社、韓国水資源公社等)を海外展開の先兵として大いに活用。

③ 個々の企業は、優れた技術及び実績等を有しているものの、コーディネーターとして全体調整する主体が不足。

対応策

○公的機関が民間企業の海外展開支援を行うことを明確化
○公的機関の有するノウハウを生かした支援の実施
(制度改正も検討中)



効果

1. 公的機関の有するノウハウ等を生かしたソリューションの提示(プロジェクトマネジメント・技術支援、研修受託、維持管理支援等)が可能
2. 全体の利害を調整しながら、事務局等の運営等が可能

現状と課題

- ・日本式施工管理、業務に必要な日本語の未習熟によるコミュニケーションギャップが発生。
- ・工期遅延等回避のため、工期が厳しくなると日本の技能者等を投入。結果コスト増。
- ・相手国も建設技術者・技能者の育成を要望。

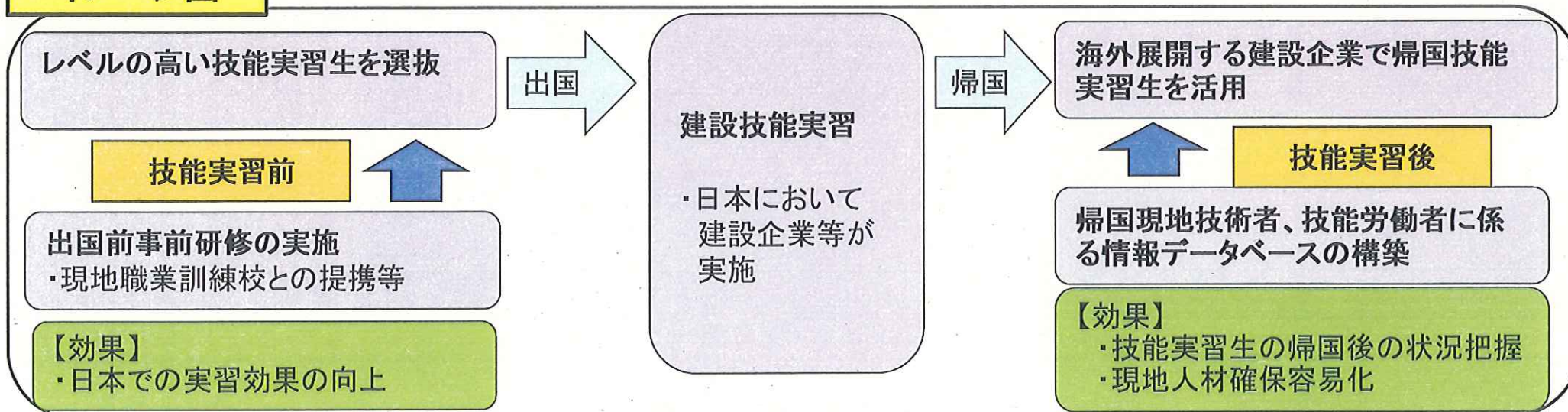
現地人材を活用して日本式施工管理ができれば...

- ・施工上のリスク軽減により、海外展開する日本の建設産業のコスト競争力強化が可能。
- ・相手国のニーズに応じてトップセールスが可能。

施策(案)

- ①技能実習実施前の施策
 - － 技能実習生(候補者)に対し、業務に必要な日本語及び基礎的な技能について出国前に**事前教育することにより実習効果を向上させる仕組み**の構築(現地職業訓練校等との提携等)
- ②技能実習実施後の施策
 - － **帰国現地技術者、技能者に係る情報データベース**の構築

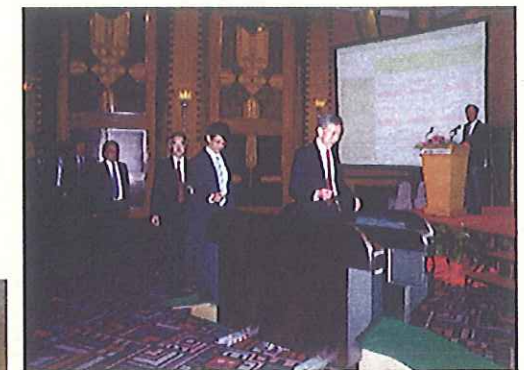
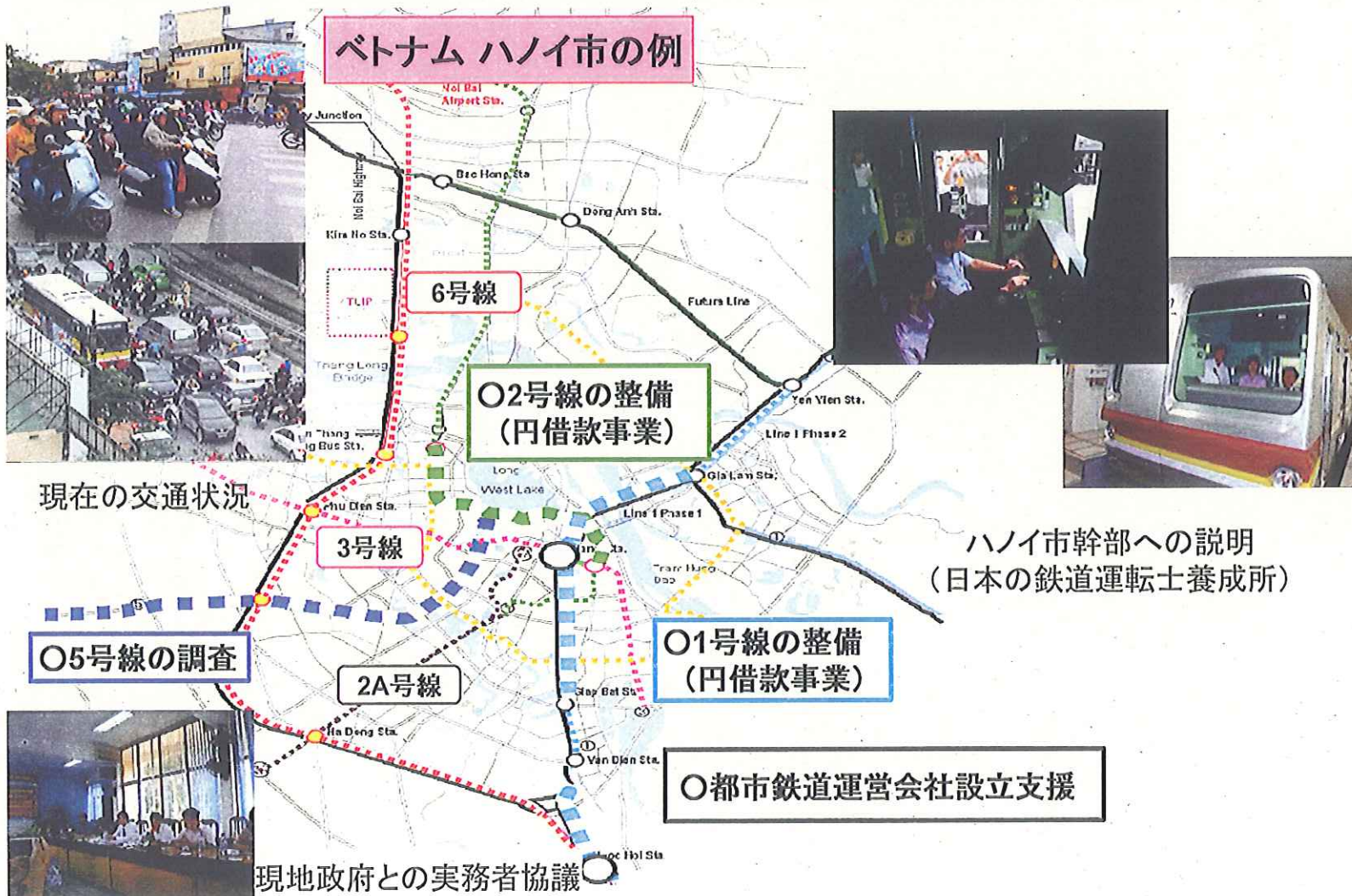
イメージ図



川上から川下まで技術支援を実施

- 個別の路線整備に当たり、日本の鉄道事業者等による協力を実施中。
- 複数のドナー国の支援のもと進む都市鉄道について、複数路線の一元的な運営会社の設立、人材育成等の一元的な取り組みに向け、日本の鉄道事業者等による協力を得て実施中。
- 鉄道の法整備、様々なレベルの人材育成について、日本の知見と経験を活用して技術協力を行っていく。

ベトナム ハノイ市の例



自動料金収受 ICカード・システム
現地でのセミナー・デモ
(民間会社との協調)



日本でのセミナー実施
(官民学による説明)

- ・二国間協力やトップセールスだけでなく、資金回収リスクへの対応を含む個別のプロジェクトにおける条件の調整、相手国の制度改正要望等の観点からも、政府間対話を積極的に活用すべきである。

これまでの取組みの例

○日フィリピンEPAビジネス環境整備小委員会

付加価値税未還付やODA工事に係る地方税の不当課税を問題提起

○日越共同イニシアティブ

公共事業発注における官民の役割分担のあり方について問題提起

○日中建設専門家会合

建設業・不動産業に関する投資障壁を問題提起

○日米経済調和対話

海外米軍基地建設工事における米国企業優遇措置や建設資材のバイ・アメリカン条項について問題提起



日フィリピンEPA
ビジネス環境整備小委員会

国土交通分野における国際協調枠組み



・アメリカ高速鉄道セミナー



・日中韓物流大臣会合



・日ASEAN交通大臣会合

・日ASEAN交通次官級会合



・日越交通次官級会合

・ベトナム高速鉄道セミナー

・ベトナム高速道路セミナー



・日中運輸ハイレベル協議



・インド高速鉄道セミナー

・日印都市開発
交流会議



・日韓運輸ハイレベル協議



・日尼交通次官級会合



ワシントン高速鉄道
セミナー
(平成22年1月)



第5回日印都市開発交流会議
(平成23年9月)



第2回日尼交通次官級
会合
(平成23年7月)



第2回日越交通次官級
会合
(平成23年9月)

「防災パッケージ」の戦略的な世界展開

最近の海外における災害の発生と国土交通省の緊急的な取組

- タイの洪水によるサプライチェーン寸断の影響は、世界中に波及（海外の大規模な洪水被害は、日本経済に影響）
高性能で機動力のある排水ポンプ車と官民連携の排水チームを派遣し、海外に対して初めてヒト・モノ・ノウハウの総合力を発揮
- チリ及び我が国の地震による津波は両国の脅威（2010年チリ地震において、調査チームを緊急派遣し、チリ政府に防災対策等を提案。東日本大震災時には、チリ沿岸では甚大な被害はなかったものの、住民の緊急避難を支援する防災情報システムの強化が必要。）

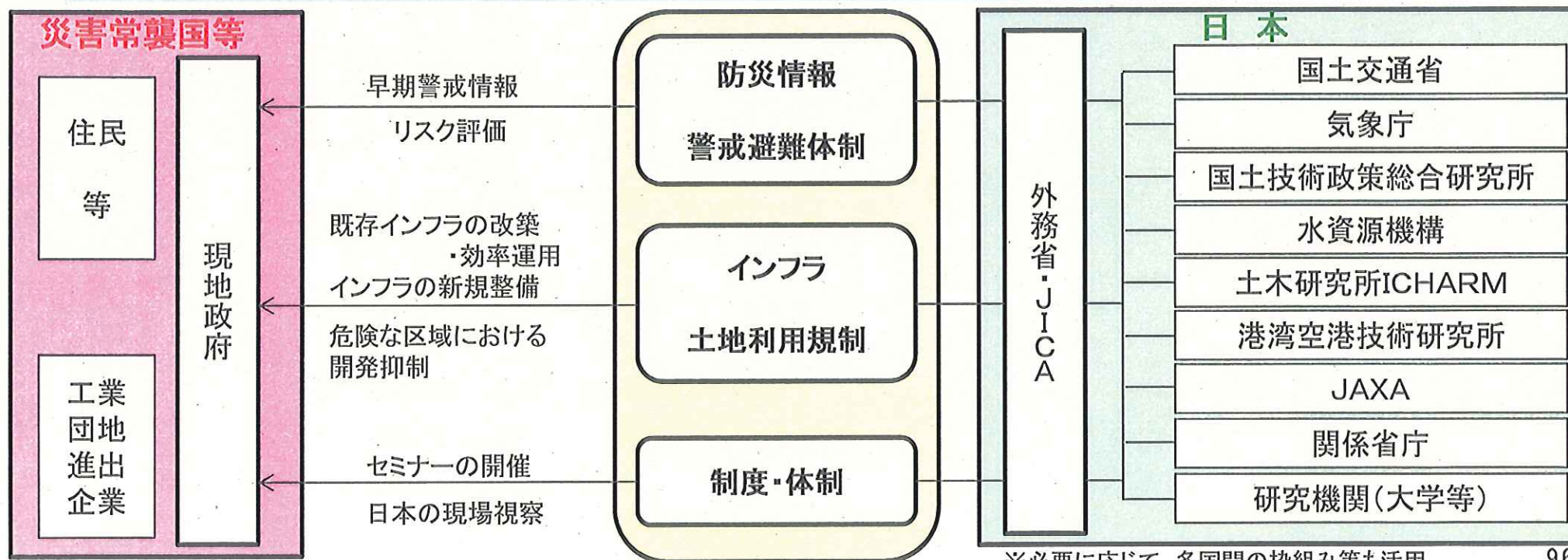
「防災パッケージ」の世界への展開

それぞれの国のニーズに応じて、防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用、制度・体制とその的確な運用の組合せ

コンセプト

- ① ヒト、モノの単体でなく、ヒト・モノ・ノウハウの組合せで展開
- ② 調査・計画段階から管理・運営段階まで一貫して対応
- ③ 官だけでなく、産や学と協働、関係省庁・機関間で連携

タイについては、日タイ首脳会談で合意された防災当局間の閣僚級会合の開催等を通じて活動充実
今後、ベトナム・ミャンマー等のアジアにおける災害に脆弱な国をはじめとして、世界各国に展開
チリについては、H23年度から地震・津波に対して強い地域づくりを目指した防災パッケージのモデル事業を展開



※必要に応じて、多国間の枠組み等も活用

- 日本がこれまで築き上げてきた「ソフトインフラ」である制度・基準、技術・運用ノウハウ等について、アジアをはじめとした世界への展開、国際標準化を図ることは、世界経済の発展・安定化に貢献するとともに、製造業、物流業の我が国産業の海外展開のみならず、従来型の「ハードインフラ」の総合的な海外展開にも大きく資するものである。

港湾EDI導入支援

ASEAN地域の未導入国を対象に、我が国の経験を活かして、日本主導による港湾関連手続きの電子化(港湾EDI導入)を図る。

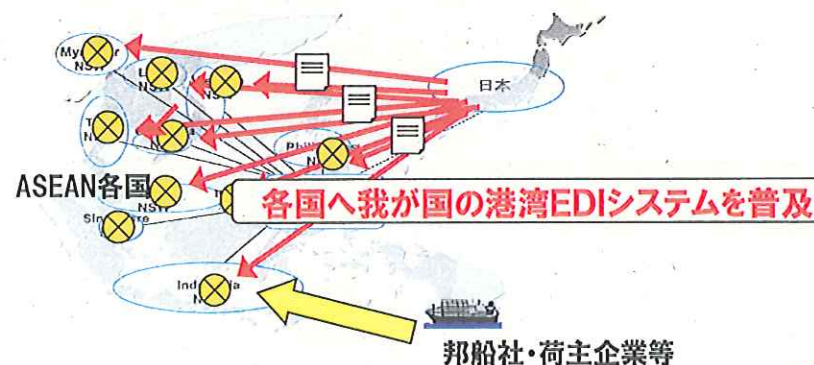
実施内容

ASEAN諸国の港湾関連手続きの電子化状況の現状把握

港湾EDIシステム導入ガイドラインの検討・作成

我が国とASEAN諸国の港湾関連手続きに関する電子化状況の比較・整理

港湾EDIシステムに関するセミナーの開催



航空管制システム等の海外展開の推進

本邦企業による航空管制システム等の海外展開を、国が積極的に支援・推進

実施内容

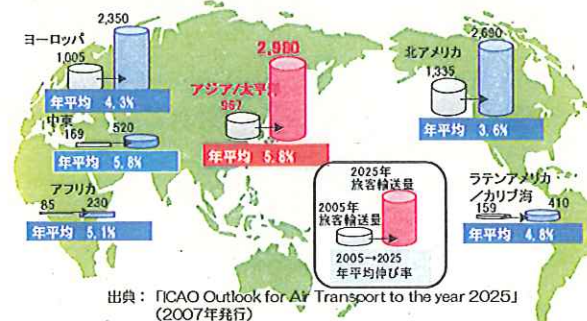
海外展開を推進するための協議会を設置する等、国内協力体制の構築

市場調査の実施、重点地域の策定

運営ノウハウ等のソフトと、機器等のハードをパッケージ化した海外展開

セミナーの開催等、官民一体となった活動の推進 等

(世界の航空旅客輸送量予測)



IV. 国際競争力と国際プレゼンスの強化

8 国際競争の基盤整備の促進

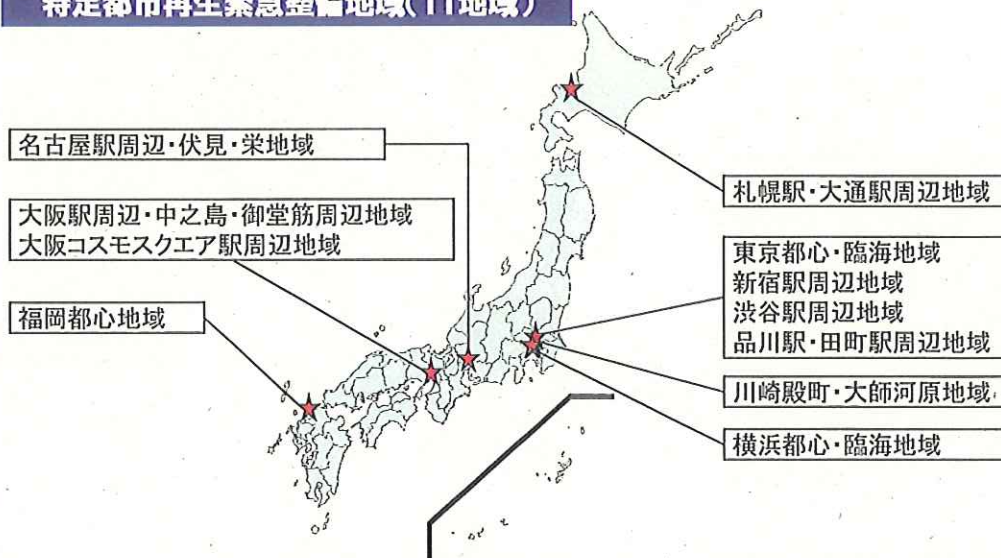
- 成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国の都市の地位は相対的に低下しており、国全体の成長を牽引する大都市における国際競争力の確保が重要となっている。特に、昨年発生した東日本大震災においては、帰宅困難者等による混乱が発生するなど、我が国都市の防災上の課題が明らかとなっており、都市の防災対策を進めることは、国際競争力の確保の観点からも不可欠な課題となっている。

都市の国際競争力の確保

特定都市再生緊急整備地域の指定

- 改正都市再生特別措置法（平成23年7月25日関係部分施行）に基づき、平成24年1月25日に特定都市再生緊急整備地域として11地域を指定。
- 当該指定を受け、現在「札幌・大通駅周辺地域」、「東京都心・臨海地域」、「横浜都心・臨海地域」、「名古屋駅周辺・伏見・栄地域」、「福岡都心地域」の5地域において本法に基づく協議会が設立し、うち横浜を除く4地域で整備計画を作成。

特定都市再生緊急整備地域(11地域)



都市の安全の確保

都市再生特別措置法の改正（再掲）

- 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成24年7月1日施行）
大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域（全国63地域を指定）内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

■特定都市再生緊急整備地域の指定（11地域）

- ・都市再生緊急整備地域（63地域）のうちから、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を政令で指定

■支援内容

①官民連携による整備計画

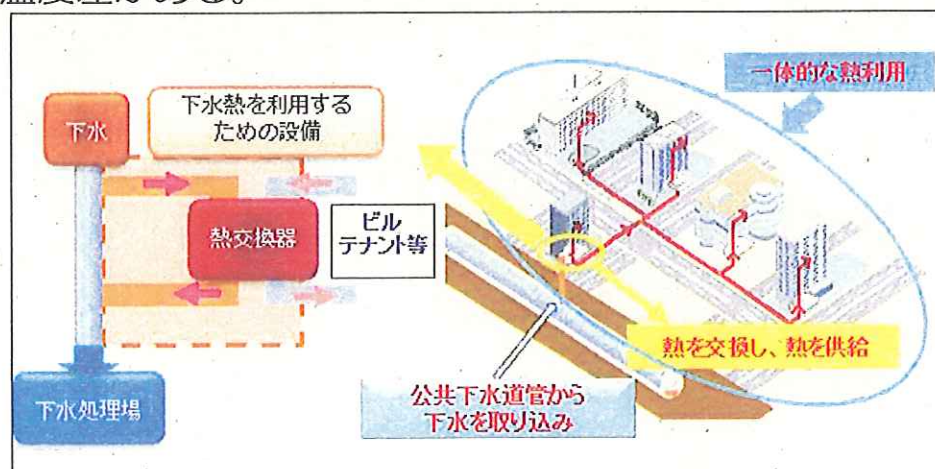
- ・国、地方公共団体、民間事業者の三者による協議会が作成
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記

○整備計画に基づく事業の推進

- ▶都市拠点インフラ（国際空港へのアクセス改善等）の整備に対する予算支援（平成24年度予算 69億円）
- ▶民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- ▶民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化

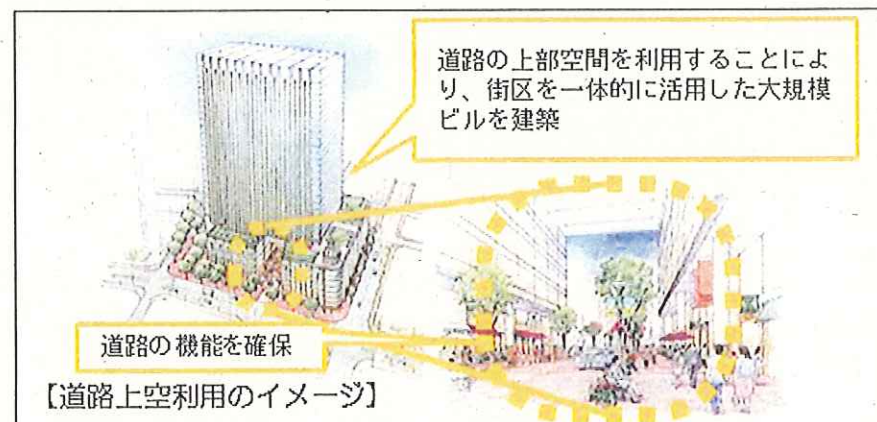
○下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

※下水は、年間を通じて平均的に5度程度大気との温度差がある。



②道路の上空利用のための規制緩和

- ・都市再生特別地区の都市計画に位置付ければ、道路の付替え、廃道をせずに、道路上空に建物を建てる事が可能



③民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

- ・大臣認定の処理期間を短縮（3ヶ月→45日）

④税制支援

- ・大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、税制支援を深掘り

《法人税・所得税》
割増償却 5年間50%（50%）
《登録免許税》
1.5/1000：H23年度（3.0/1000）
2.0/1000：H24年度（3.0/1000）

《不動産取得税》
1/2控除（1/5控除）
《固定資産税》
5年間1/2控除（2/5控除）

※括弧内は都市再生緊急整備地域内の特例率

大都市等の防災機能の向上と国際競争力強化③

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背景

◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。

◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定。

⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

概要

都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域（全国63地域を指定）の協議会（国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等（鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加））からなる官民協議会が、大規模な地震の発生に備え、
 - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等（都市再生安全確保施設）の整備・管理
 - ・ 退避施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画（都市再生安全確保計画）を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し予算支援（4.9億円）

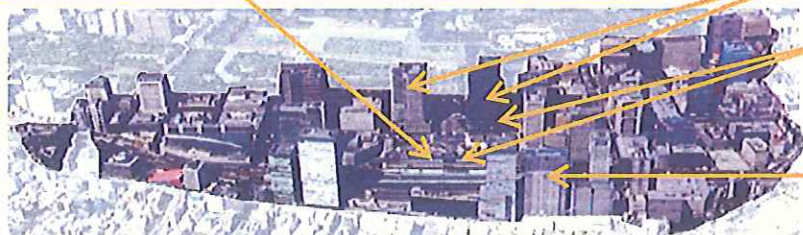


一時退避の誘導と経路の確保

- ・ 地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- ・ 退避経路の協定（承継効付き）により関係者による継続的な管理を担保

避難訓練

- ・ 平常時から訓練



退避施設の確保

- ・ 鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保（数日間滞在）
- ・ 退避施設の協定（承継効付き）により関係者による継続的な管理を担保

情報提供

- ・ 災害情報、公共交通機関の運行情報等



耐震改修等の促進

- ・ 建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化



備蓄倉庫等の確保

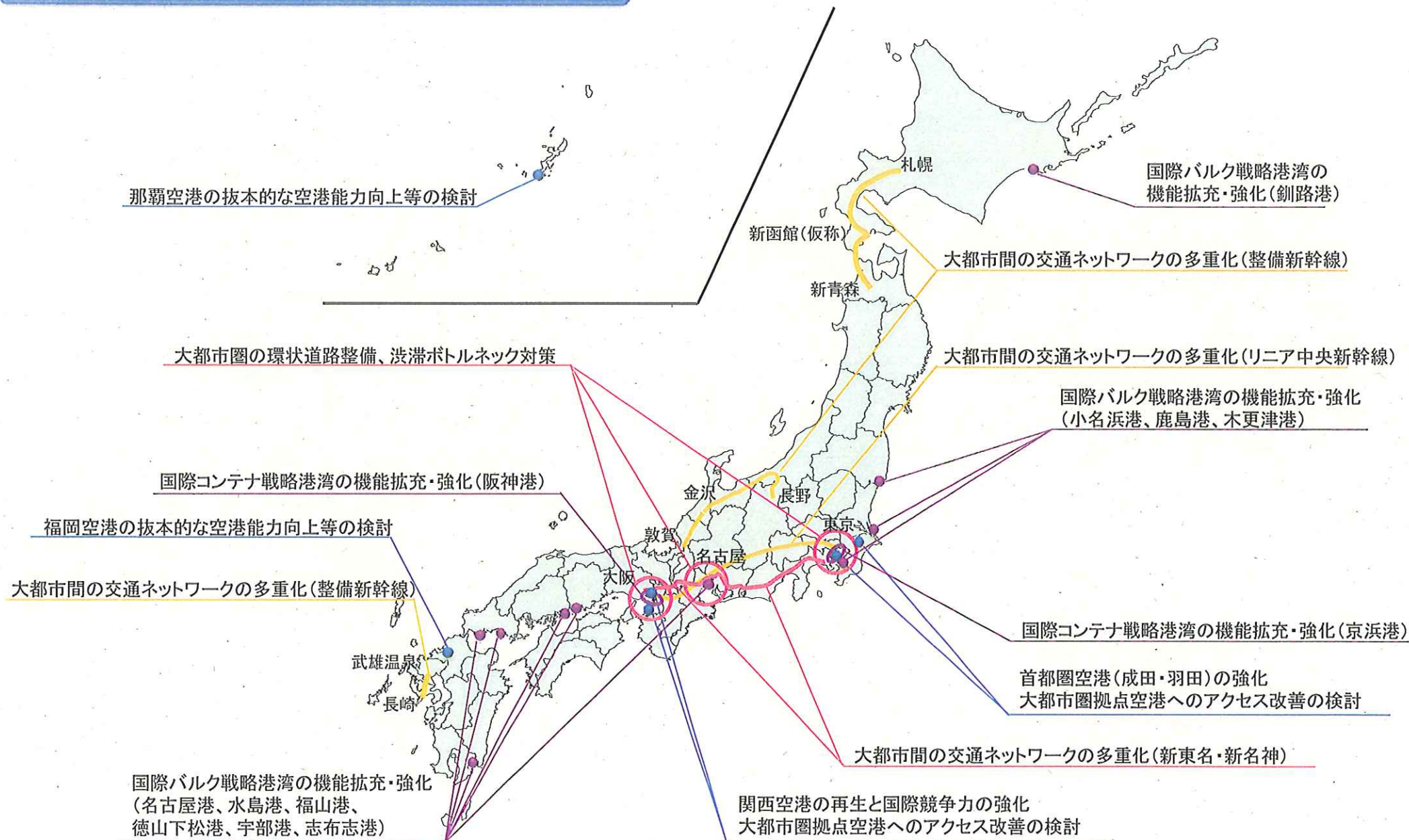
- ・ 計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- ・ 地方公共団体との管理協定（承継効付き）により継続的な管理を担保
- ・ 都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化



都市における大規模地震発生時の安全を確保

交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化①

交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化【主な事業】



交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化②

国際コンテナ戦略港湾の機能拡充・強化

アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路の日本への就航を維持・拡大するためのハード・ソフト一体となった施策を集中して実施。

①ハブ機能を強化するためのインフラ整備

…高規格コンテナターミナルの整備

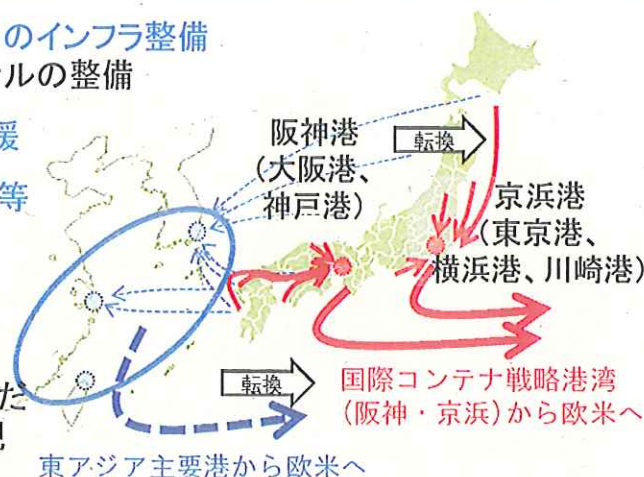
②荷役機械整備等への支援

③フィーダー機能強化事業等

④規制緩和・税制改正

⑤港湾運営の民営化

…港湾運営会社による
「民」の視点を取り込んだ
港湾の一体運営を実現



※バルク(貨物)…石炭、鉄鉱石、穀物など、
包装されずそのまま船積みされる貨物

国際バルク戦略港湾の機能強化

大型船舶による輸送への対応等、ハード・ソフト一体となった施策を集中的に実施することにより、我が国の産業や国民生活に必要な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給することに貢献。

●背景・課題

- 国際水準から劣化した港湾インフラ→大型バルク貨物船が満載で入港できないこと等による物流コスト増が発生
- 近隣諸国における大水深港湾の急速な整備、中国等の新興国のバルク貨物需要の急増
- 相対的に不利な事業環境による我が国産業競争力の低下 等



●実現のための方策

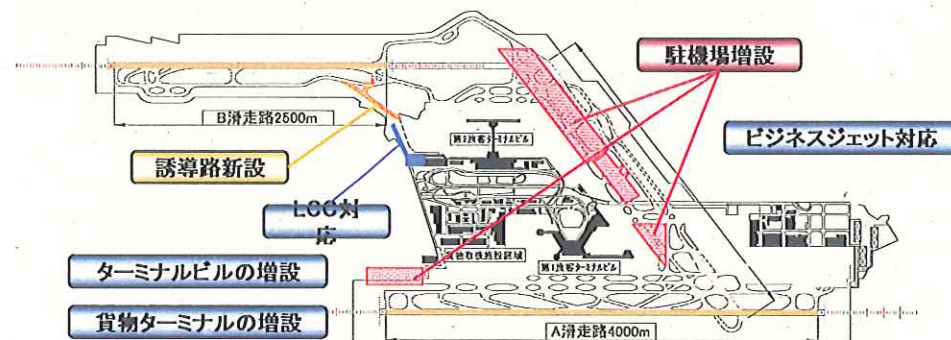
- ①大型船舶に対応した港湾機能の拠点的確保
- ②輸入の効率化のための企業連携の促進
- ③「民」の視点での効率的な運営体制の確立
- ④船舶の運航効率改善のための制限の緩和等

→「選択と集中」による拠点港の大水深化等
埠頭運営の効率化、港湾間連携等の推進
に向けた法改正を含む検討

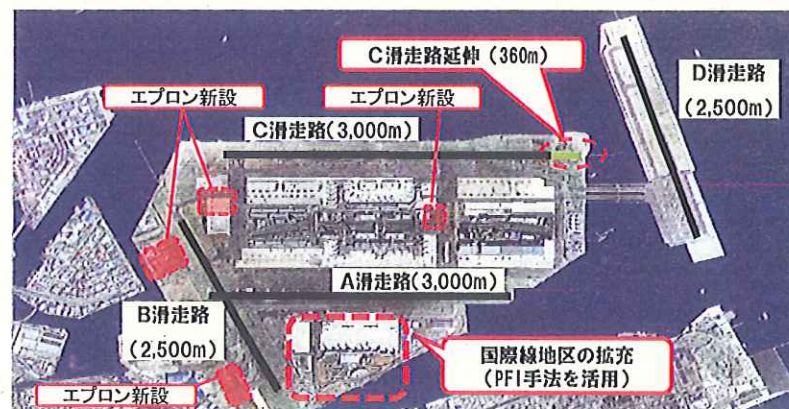
首都圏空港等の機能拡充・強化

- 首都圏空港を含むオープンスカイの推進(再掲)、首都圏空港の強化(発着容量拡大(羽田:44.7万回、成田:30万回)の実現、航空交通システムの高度化等)による、ビジネス・観光両面における都市間競争力の強化。
- 関空の再生と国際競争力の強化による、関西の航空需要の拡大。
- 福岡及び那覇空港における抜本的な空港能力向上等に関する検討を踏まえた、将来需要に適切に対応するための方策の推進。
- 多様な航空需要に対応するために、LCC・ビジネスジェットの推進等を実施。(再掲)

＜成田国際空港の主要整備事業＞



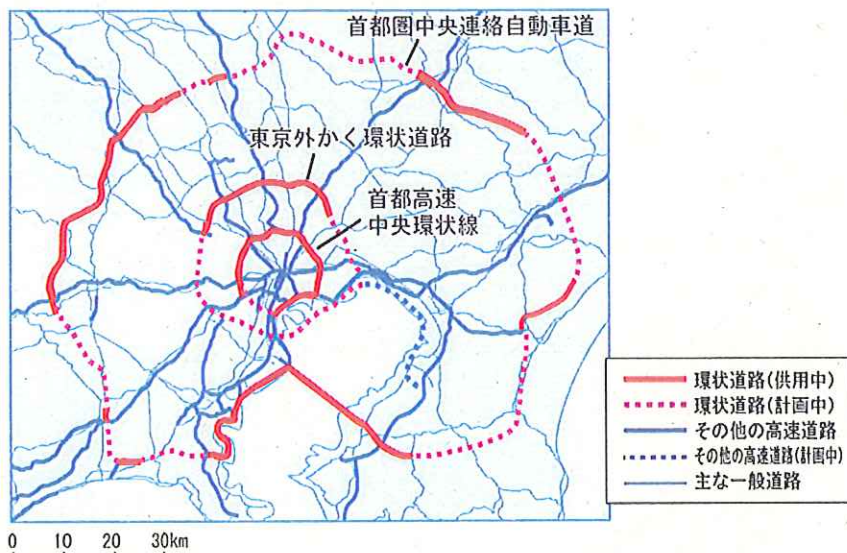
＜東京国際(羽田)空港の主要整備事業＞



迅速かつ円滑な物流の実現等、国際競争力の強化や交通渋滞の緩和等のため、大都市圏環状道路の整備を推進。

首都圏における環状道路の整備率は約48%。諸外国と比べて整備が遅れている状況

〔首都圏の環状道路の整備状況〕

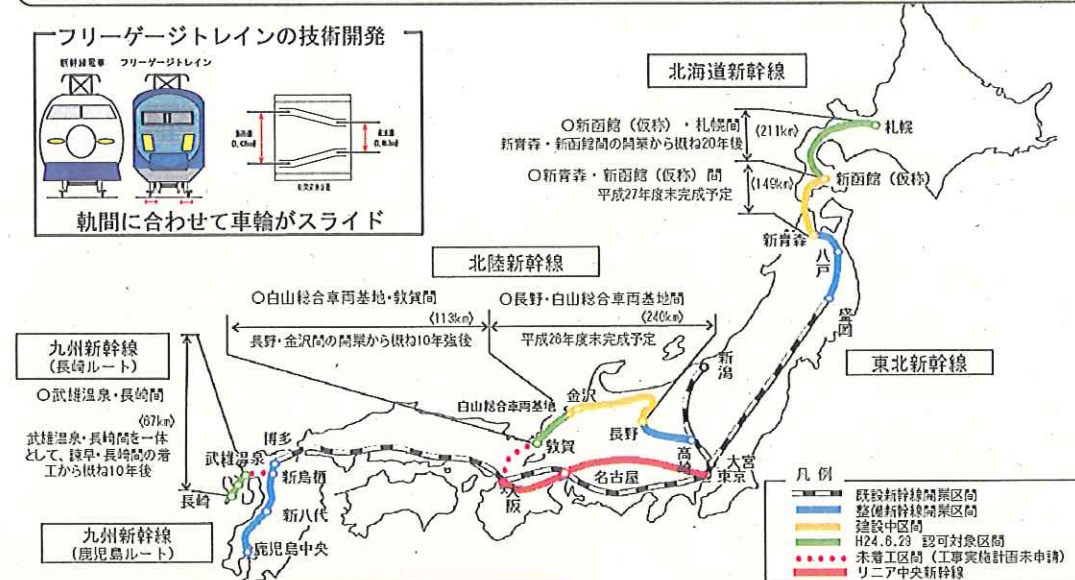
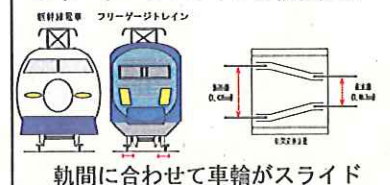


[諸外国との比較]

都市名	計画延長	供用延長	整備率	備考
東京	525km	251km	48%	2012年4月現在
北京	433km	433km	100%	2009年9月12日完成
ソウル	168km	168km	100%	2007年12月28日完成
パリ	313km	272km	87%	2011年1月現在
ワシントンDC	103km	103km	100%	1998年完成
ロンドン	188km	188km	100%	1986年完成
ベルリン	223km	217km	97%	2009年1月現在

整備新幹線は、地域間の移動時間を大幅に短縮させ、我が国のビジネスや観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に大きな効果をもたらすとともに、東日本大震災の経験を踏まれば、我が国の国民生活や経済社会を支える上で、多重的な幹線交通体系を確保する観点からも重要。

フリーゲージトレインの技術開発



国際戦略総合特区であるアジアヘッドクォーター特区に指定された東京の都心機能を増進し、アジアの拠点として競争力を高めるためには、都心の鉄道アクセス機能を強化することが重要な課題である。そのため、都心と国際空港や郊外とを直結し、速達性、利便性を向上させるような空港アクセス鉄道について、PPPの導入等の調査結果を踏まえて検討する。

都心直結線の整備イメージ



※羽田空港は国際線ターミナル、成田空港は空港第二ビルを104とする。

我が国産業のグローバルサプライチェーンの深化に対応するため、我が国の物流企業が海外進出する際に課題となる相手国の規制等の見直しを図り、我が国物流システムの海外展開を図る。

目標

我が国主要物流企業における海外売上高比率 2015年:40%、2020年:50%

※主要物流企業5社の2011年度の実績値:33%

施策例

○我が国物流システムの海外展開に係る『国別・地域別戦略』の策定・推進

- ・ 物流事業者団体と連携して各国の投資・参入規制、商慣行等を収集・分析して、国別・地域別戦略を策定する。
- ・ 日中韓物流大臣会合等の政策対話を活用し、制度の調和等を働きかける。

○我が国企業の海外進出に係る環境整備

- ・ 物流設備(パレット等)のアジアにおける標準化・利用拡大を促進し、物流の効率化を図る。
- ・ シャーシの相互通行を推進し、国境を越えた効率的かつスピーディな海陸一貫輸送を推進する。
- ・ 日本と中国、韓国との間で港湾物流情報システムの相互接続による北東アジア物流情報サービスネットワークの構築、機能充実・利用促進を図り、国際物流情報の可視化を推進する。

○社会関連インフラの海外展開に合わせた我が国物流システムの展開

- ・ 社会関連インフラの海外展開と合わせて、これと連携する我が国物流システムの海外展開を図る。
- ・ 官民連携により、日本の高度な物流システムのプロモーションを推進する。

IV. 国際競争力と国際プレゼンスの強化

8-2 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

- 海洋国家たる我が国の存立基盤であり、資源の宝庫である「海洋」は、政府を挙げて取り組んでいく人類全体のフロンティア。新興国のエネルギー需要拡大等により、世界の海洋開発市場が急成長中。
- 新たな成長産業の創出に向け、海洋権益を保全しつつ海洋開発分野における我が国産業界のビジネス拡大を図るとともに、世界の成長を取り込む。
- 具体的には、洋上風力発電の普及拡大、世界最先端の海洋環境技術開発、海洋産業の戦略的育成等により、2.5兆円の新市場の創出を目指す。

海洋開発分野における我が国産業界のビジネス拡大

洋上風力発電の普及拡大 (海洋再生可能エネルギー)



- ・ 浮体式洋上ウィンドファームの実証(福島沖)を踏まえた国際標準化の先導
- ・ 円滑な海域利用調整のための環境整備
- ・ 安全・効率的な設置・メンテナンスのための洋上大型風車作業船の実用化支援

世界最先端の 海洋環境技術開発



- ・ 世界初の大外航天然ガス燃料船等の早期実用化に向けた総合的な支援
- ・ 船舶の革新的省エネ技術の普及・促進支援
- ・ ゼロエミッションポート施策の推進

将来のEEZ開発を担う 海洋産業の戦略的育成



- ・ クリーンエネルギーである天然ガス等海洋資源開発プロジェクトへの参画支援
- ・ フロンティア技術(海底熱水鉱床開発システム等)の開発・実用化支援等

海洋権益の保全・海洋開発を支える環境整備



2020年までに2.5兆円の海洋開発関連新市場を創出し、我が国の成長に貢献

■瀬戸内海や離島において、魅力あふれる島々のネットワーク化等を通じて周遊・滞在型観光を促進することにより、新しい旅行需要の拡大とともに島の地域経済の活性化を図る。

【瀬戸内海における取組例】

○瀬戸内海での海洋観光の需要の掘り起こし、絆の深化

- ・海の路を介した瀬戸内海沿岸の各自治体の連携を深化し、瀬戸内海地域全体の経済の活性化、地域防災力の強化を図る。
- ・サイクリングと瀬戸内の旅客船の旅を有機的に結びつけ、乗船料を割り引く仕組みで需要開拓。

○瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会、「平清盛」瀬戸内連携推進会議を活用した瀬戸内海クルーズの振興

- ・瀬戸内海の景観、歴史、文化、食、街並み等の瀬戸内の魅力の発信。
- ・停泊地、航路等の情報提供や自治体毎にまちまちとなっている入港手続きの改善。
- ・インバウンドも見据えた瀬戸内ブランドの確立

【離島における様々な体験観光】



海洋自然

シーカヤック

漁業

暮らし

A とびしま&しまなみ縦断クルーズ

周遊ツアーの例

話題のロケ地巡り 夏の瀬戸内海

A とびしま&しまなみ縦断クルーズ

出発日	11日間	8月	3日間	8月	8日	10日	20日	24日	9月	15日	16日	17日
出航	8:10	18:05	8:40	17:35	8:45	17:30	9:10	17:05				

おひとり様料金

大人	8,700円
こども(小学生)	7,700円

※料金には乗船料、船食料、瀬戸の瀬戸ドラマ館入場料、船中ガイド料が含まれます。

おひとり様料金

瀬戸の瀬戸ドラマ館、清盛邸など見学
ドラマロケで使った大船を、衣装や小道具などの展示。

瀬戸の瀬戸ドラマ館
瀬戸の瀬戸ドラマ館、清盛邸など見学
ドラマロケで使った大船を、衣装や小道具などの展示。

瀬戸の瀬戸ドラマ館
瀬戸の瀬戸ドラマ館、清盛邸など見学
ドラマロケで使った大船を、衣装や小道具などの展示。

瀬戸の瀬戸ドラマ館
瀬戸の瀬戸ドラマ館、清盛邸など見学
ドラマロケで使った大船を、衣装や小道具などの展示。

周遊ルート図



使用船舶



【せとうちサイクルーズPASS】平成22年9月から実証実験

なごさのスローツーリズム

せとうちサイクルーズPASS

サイクリングでの乗船料が割引になるお得な割引(カード)

発行日

発行日より3日間有効

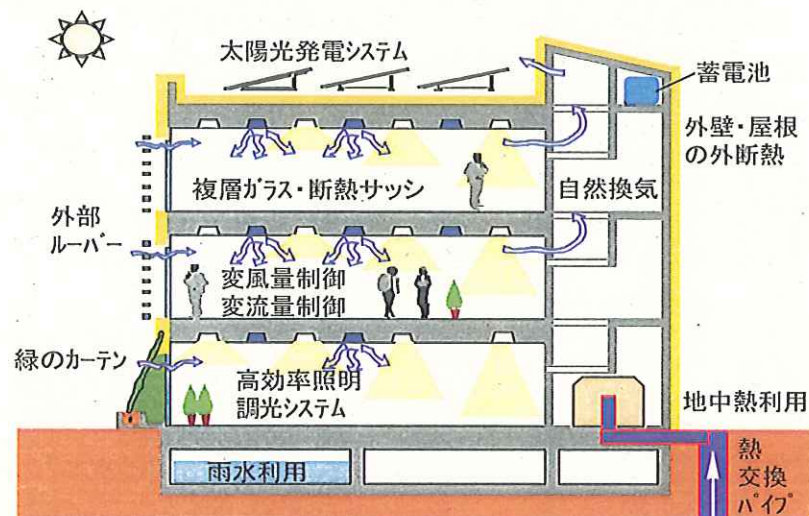
その他横断的事項

被災地における先導的な地域づくりの支援の例

(1) 住宅・建築物のゼロエネルギー化

○官庁施設等の公共施設のゼロエネルギー化に向けて、先導的に省エネ・創エネ・蓄エネの取組を進める。

(例) 東日本大震災で被災した石巻港湾合同庁舎の建替。



○被災地における住宅・建築物のゼロエネルギー化の支援

(2) 公共交通の仮復旧

○気仙沼線(気仙沼～柳津間(55.3km))におけるBRTによる仮復旧

気仙沼線復興調整会議(平成24年5月7日)において、BRT※による仮復旧をJR東日本と沿線自治体(気仙沼市、南三陸町、登米市)間で合意。JR東日本は気仙沼線での年内の運行開始を目指している。

被災地でのPPP/PFIによる復興への取組

○被災した地方公共団体等に対し、震災復興における官民連携事業の導入に向けた案件形成支援を実施。(再掲)

○コンストラクション・マネジメント(CM)方式について被災地においてモデル事業を実施するとともに、一般化に向けた検討を実施。(再掲)

○三陸沿岸道路等の復興道路事業の円滑な進捗、事業マネジメントの充実等を図るため、民間の技術力を活用した事業推進体制の導入(事業促進PPP)を図る。(再掲)

※BRT(バス・ラピッド・トランジット):

バス専用道路・レーンを走行することにより、通常の路線バスより速達性や定時性を向上させた交通システム。



(出典: JR東日本プレス発表資料より国土交通省作成)

国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業が目指すべき姿

将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築

建設産業に求められる多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生
(技術者や技能労働者の確保・育成)

公正な契約・取引関係の構築
(重層下請構造の是正)

多様な事業領域・契約形態への展開
(技術力・事業企画力の発揮)

当面講ずべき対策

東日本大震災への
対応を次に活かす

- 状況に応じた施工確保対策の追加・拡充
- 東日本大震災の特例措置の検証
 - ・復興JV制度、被災地外からの労働者確保、資材調達に伴う措置
 - ・CM方式を活用した復興まちづくり
 - ・直近の実態を反映した労務単価、資材価格等の設定 等
- 同様の災害への対応としての制度化
- 恒久的な措置としての一般化を検討

公共工事の入札契約制度の改革等

- 適正な競争環境の整備
 - ・公共調達の基本理念の明確化（個々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に）
 - ・人を大切に施工力のある企業が適正に評価される環境の整備（公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価）
 - ・専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入
 - ・地域維持事業の適正な評価
 - ・適正な価格による契約の推進（ダンピング対策等）
 - ・下請契約における支払の透明性の確保
- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
 - ・新たな事業ニーズに対応した契約方式（現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等）
 - ・予定価格の算定など調達に関する課題への対応
 - ・単価・数量精算契約等の活用

総合的な担い手の確保・育成支援

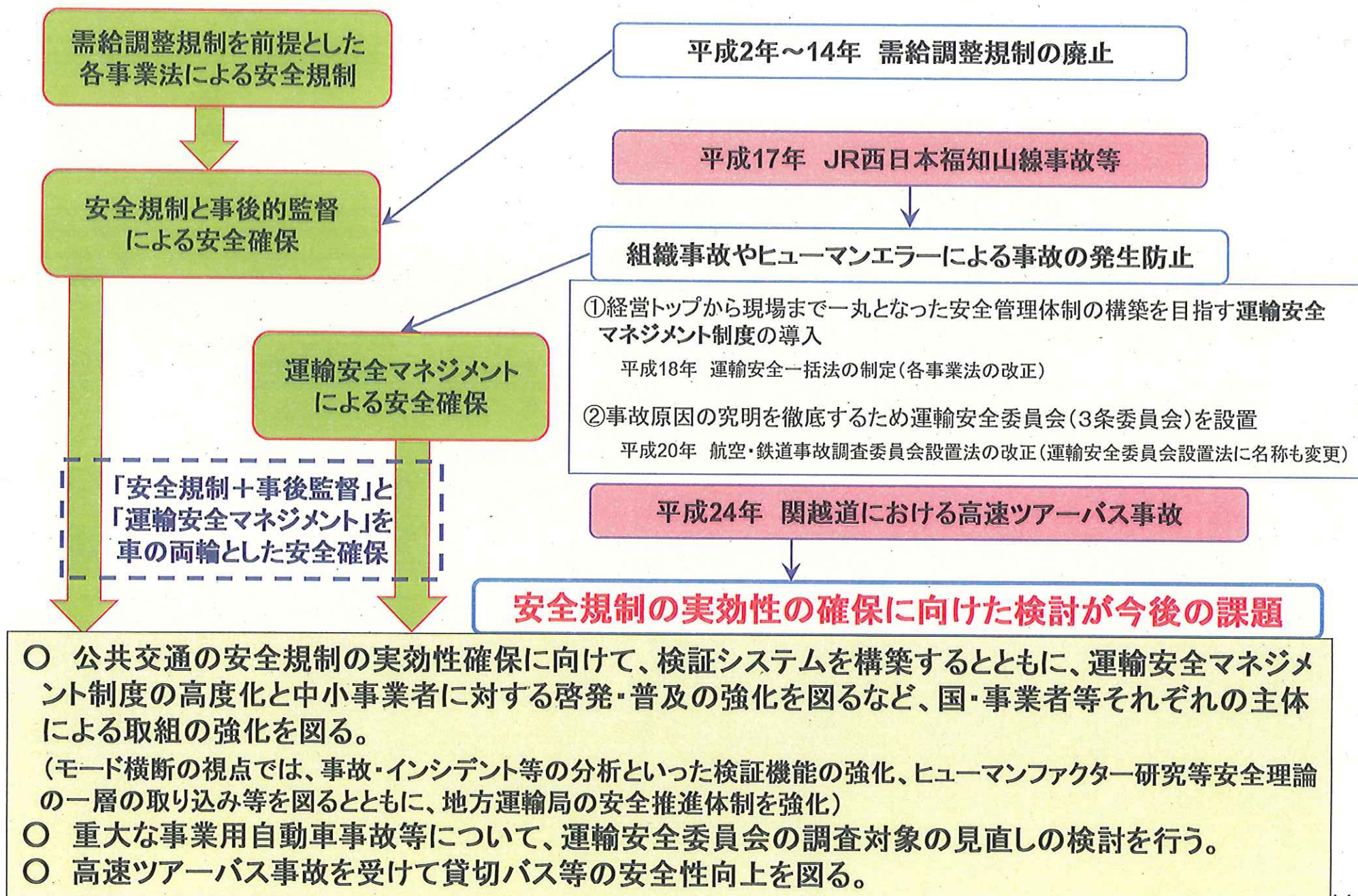
- 技能労働者の処遇の改善
 - ・社会保険等未加入対策の更なる徹底
 - ・技能に見合った処遇が受けられる就労環境づくり（技能労働者の資格や工事経験データのIT管理による技能評価の推進）
 - ・更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
 - ・企業経費等を含んだ労務単価の参考公表
 - ・建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
 - ・技術者データベースの実現と活用
 - ・監理技術者になり得る新たなキャリアパスの検討
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報

海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門工事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充

時代のニーズに対応した
施工技術と品質確保

- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検と見直し
- 技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
 - ・リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
 - ・軽微な工事の取扱いの検討
- 新事業展開等を図る建設産業の体質強化



●事故の概要

4月29日（日）午前4時40分頃、関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡し、乗客38名が重軽傷を負うという事故が発生。

●事故後の国土交通省の対応

対策本部の設置

- ・4月29日、直ちに自動車局及び関東運輸局並びに観光庁に対策本部を設置。
- ・5月5日、上記対策本部を統合の上、大臣を本部長とする「関越自動車道における高速ツアーバス事故対策本部」に格上げ。
- ・5月14日、政務三役会議の下に吉田副大臣を座長とする「関越自動車道における高速ツアーバスの事故を踏まえた公共交通の安全対策強化に係る検討チーム」を設置。
- ・6月6日、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」をとりまとめ、6月11日の政務三役会議において正式決定。各事項については、7月以降順次実施しているところ。

高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について（平成24年6月11日決定）

今夏の多客期の安全確保のための緊急対策

1. 緊急重点監査の実施とその結果の活用
2. 乗務員の運転時間等の基準・指針等の見直し
3. 運送に関する文書の作成・保存の義務付け
4. 旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加
5. 「高速バス表示ガイドライン（仮称）」及び「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン（仮称）」の策定・活用の周知
6. 旅行業者による「安全運行協議会（仮称）」の設置の推進
7. 旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け
8. 利用者等から国への通報窓口をネット上に設定
9. 行政処分事業者に係る詳細情報の公表
10. 行政と関係業界等との輸送の安全確保のための体制の構築

引き続き検討すべき事項

1. 運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化
2. 「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進
3. 参入規制のあり方の検討
4. 運賃・料金制度のあり方の検討
5. 監査体制の強化
6. 処分の厳格化
7. 旅行業者と貸切バス事業者の公正な取引の確保
8. 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の強化
9. 運輸安全委員会の調査対象の見直し（重大な事業用自動車事故等）
10. その他